

第二期 越前町子ども・子育て支援 事業計画



ごあいさつ



少子高齢化や核家族化の急速な進行に加え、女性の社会進出が著しい今日、家庭の子育て機能の低下や地域のつながりの希薄化、児童虐待や子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しく、また、保育に対するニーズも多種多様化しております。

このような中、2019年10月からは、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り総合的な少子化対策を推進するため、幼児教育・保育無償化事業が実施されました。

本町においても、低年齢児保育や放課後児童クラブなど、教育・保育の質と量の確保、また、地域における子育て支援や生活困窮家庭への支援など、子育てにおける家庭の負担や不安、孤立感を軽減し、子ども一人一人の健やかな育ちを支える施策が求められています。

これまで、本町では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、2015年3月に「越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に対する様々な施策を推進してまいりました。このたび、この計画が5年を経過したことから、本町の子どもを取り巻く現状や課題、進捗状況を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、「第二期越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画の実現を目指し、子どもたちが本町の自然や歴史を大切にしながら、未来を切り開く強さややさしさ、豊かな心を持って成長できるよう、すべての町民や関係機関が一体となって、子どもや子育て家庭に寄り添い、顔の見える支援に引き続き取り組んでまいります。今後とも、町民の皆さまの変わらぬご協力とご支援をいただきますよう、お願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さま、並びにご意見・ご提言をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆様に深くお礼申し上げます。

令和2年3月

越前町長 内藤 俊三

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
	1. 計画策定の背景と趣旨	
	2. 位置づけ	
	3. 計画期間	
第2章	子どもと子育てを取り巻く現状	3
	1. 少子高齢社会の現状	
	2. 子育て支援事業の現状	
	3. 越前町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	
第3章	計画の基本的な考え方	21
	1. 基本的な視点	
	2. 基本理念	
	3. 基本目標と施策の体系	
	4. 教育・保育提供区域について	
第4章	事業計画	27
	1. 全ての子どもを大切にされた教育・保育の環境づくり	
	2. 地域における子育て支援	
	3. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	
	4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
	5. 子育てを支援する生活環境の整備	
	6. 職業生活と家庭生活との両立の推進等	
	7. 子どもの安全の確保	
	8. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	
第5章	計画の推進に向けて	53
	1. 推進体制	
	2. 計画の進行管理	
参考資料		55
	1. 策定経緯	
	2. 越前町子ども・子育て会議条例	
	3. 委員名簿	

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズが増大し、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であったり、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。そのため、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。

国では、2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度が2015年度から施行されました。この制度の下、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援などを総合的に推進していくことが求められています。

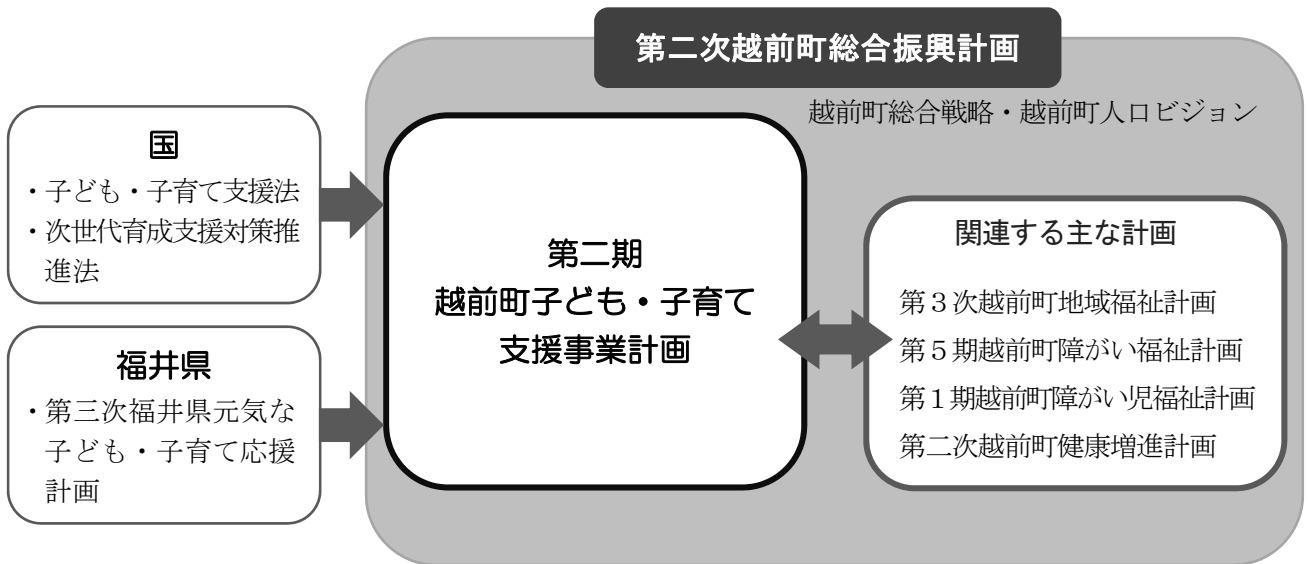
越前町においては、2015年3月に「越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に対する様々な施策を推進してきましたが、2019年度で終期を迎えます。

本計画は、越前町の子どもを取り巻く現状や、「越前町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況などを踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。なお、引き続き、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

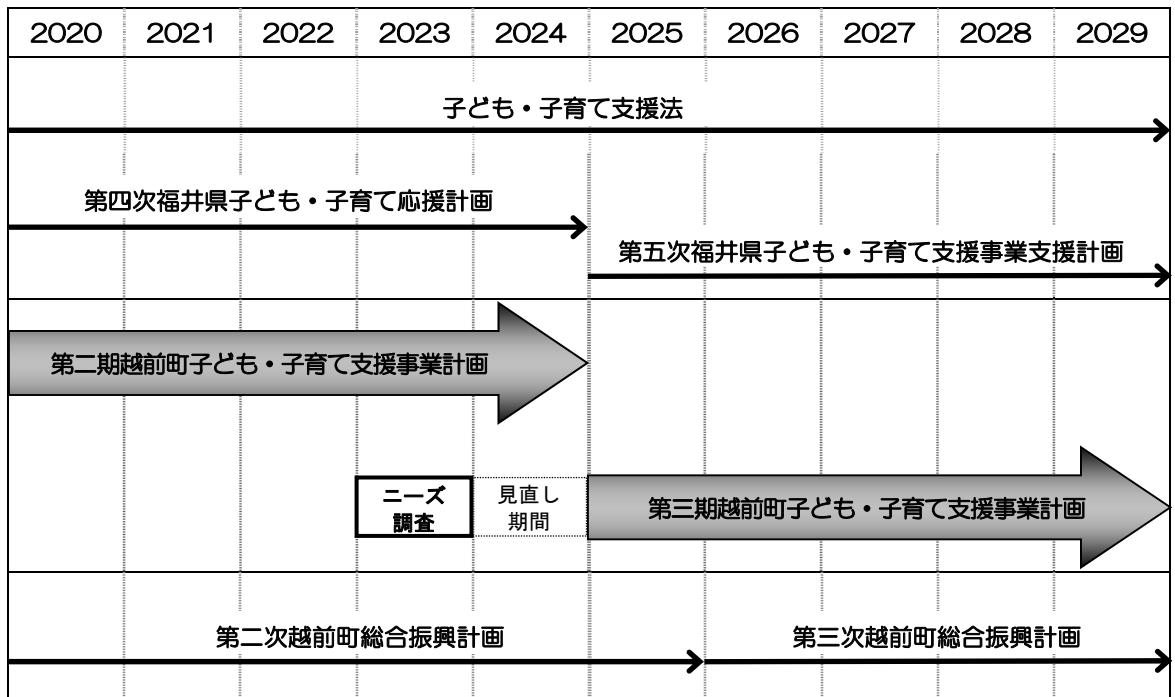
また、これまでの本町の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「第二次越前町総合振興計画」（2016年策定）を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図りながら策定します。



3. 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村が定める子ども・子育て支援事業計画は5年間で一期とすることになっています。第二期となるこの計画の期間は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の見直し、子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

1. 少子高齢社会の現状

(1) 我が国の少子化の現状と対応

我が国の2016年の出生数は、97万6,978人となり、100万人を割りました。年間の出生数は、1984年には150万人を割り込み、1991年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。

合計特殊出生率[※]をみると、2005年には過去最低である1.26まで落ち込みました。近年は微増傾向が続いていたものの、2016年は1.44と前年より0.01ポイントを下回っています。

年少人口（0～14歳）は、出生数の減少により、第2次世界大戦後、減少傾向が続き、1997年には高齢者人口（65歳以上）よりも少なくなりました。2017年に年少人口は1,559万人（総人口に占める割合は12.3%）であるのに対し、高齢者人口は3,515万人（同27.7%）となっており、ますます少子高齢化が進行しています。

さらに、2017年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位推計結果によると、総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2036年に33.3%となります。2042年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2065年には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。

政府においては、「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」の提言を受け、少子化社会対策会議を経て2015年3月20日に新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定しました。2012年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が2015年4月1日から施行されました。さらに、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」の改正を行い、2016年4月に施行されました。

2016年6月3日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、「児童の福祉を保障するための原理の明確化」が掲げられ、児童福祉法の理念規定である第一条と、関連する第二条が改正されました。児童福祉法の理念規定は1947年の制定時から見直されておらず、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されること等が明確でないといった課題が指摘されていました。第1条では「児童」が主語となり、児童を権利主体とする「児童の権利に関する条約[※]」を日本が1994年に批准して以来22年を経て、国内法に明文化され、児童が「保護される客体」から「権利の主体」へと転換されました。第2条では、「良好な環境」に生まれることや、発達に応じて「意見が尊重されること」、児童の「最善の利益が優先して考慮されること」が具体的に示されました。

また、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、2019年度から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することなどを目指しています。

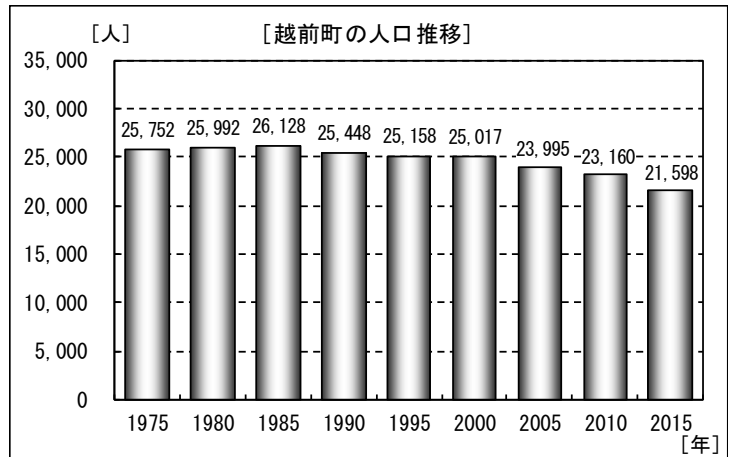
[※]合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

[※]「児童の権利に関する条約」は、1989年11月20日に第44回国連総会において採択され、我が国は、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准を行った。この条約は、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものである。

(2) 越前町における少子高齢社会の実態

①人口の推移

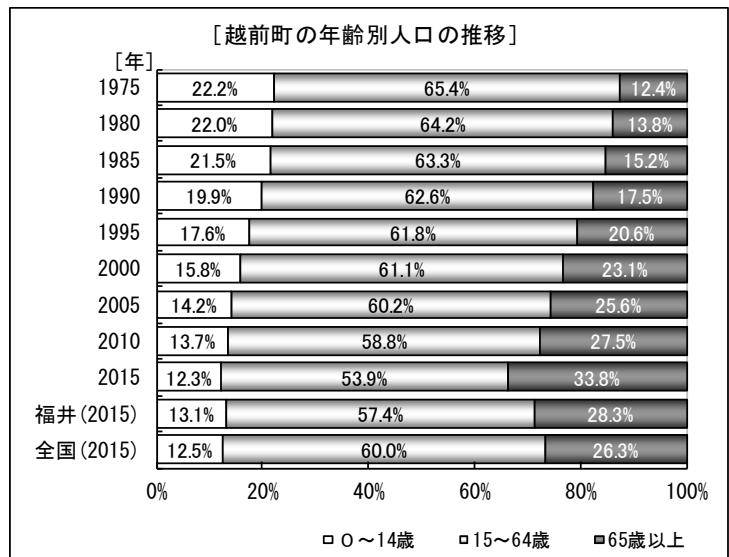
越前町全体でみた総人口は、1985年の26,128人をピークとして徐々に減少し、2015年時点で21,598人となっています。



(資料：国勢調査)

越前町全体の年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）は、1985年には21.5%で人口の1/5を占めていましたが、2015年には12.3%にまで減少しています。

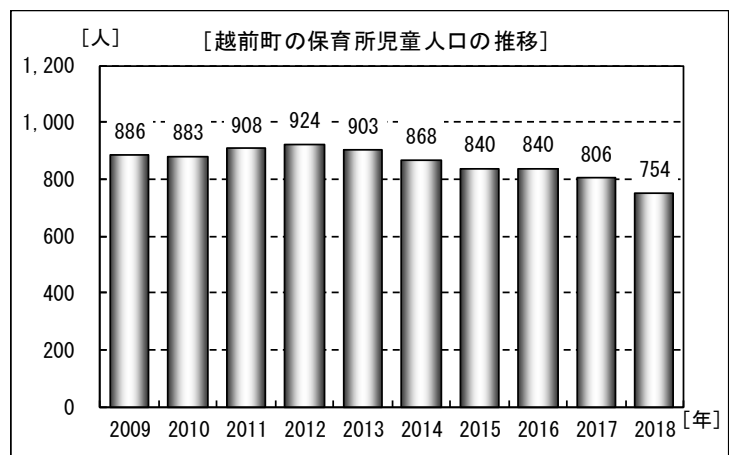
逆に、高齢者人口（65歳以上）は、1985年には15.2%でしたが、2015年には33.8%にまで増加しています。



(資料：国勢調査)

保育所数は2018年時点で、朝日地区に4箇所、宮崎地区に3箇所、越前地区に2箇所、織田地区に3箇所あり、幼稚園はありません。

保育所児童人口についてみると、2013年以降減少傾向が続いており、2018年には800人を割り込み、754人となっています。

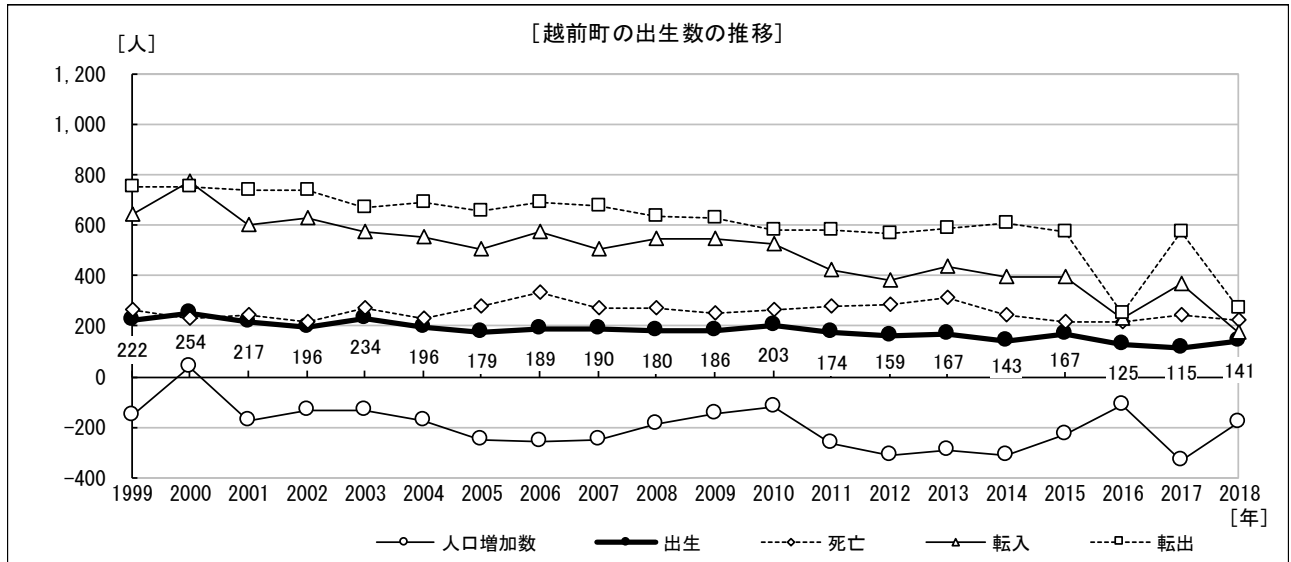


(資料：庁内資料、各年10月1日時点)

出生数についてみると、2001 年以降は減少傾向にあり、近年は 120 人前後で推移していましたが、2018 年では 141 人まで増加しています。

2004 年までは出生数と死亡数はほぼ同数となっていました、近年は死亡数が出生数を上回っています。

社会動態についてみると、2001 年以降は転出が転入を上回る状態が続いています。



(資料：福井県の推計人口)

小学校児童数は 2011 年度以降減少傾向が続いています。

中学校生徒数も 2010 年度以降は減少傾向が続いています。

● 表 1 小学校児童の推移 (単位：人) ●

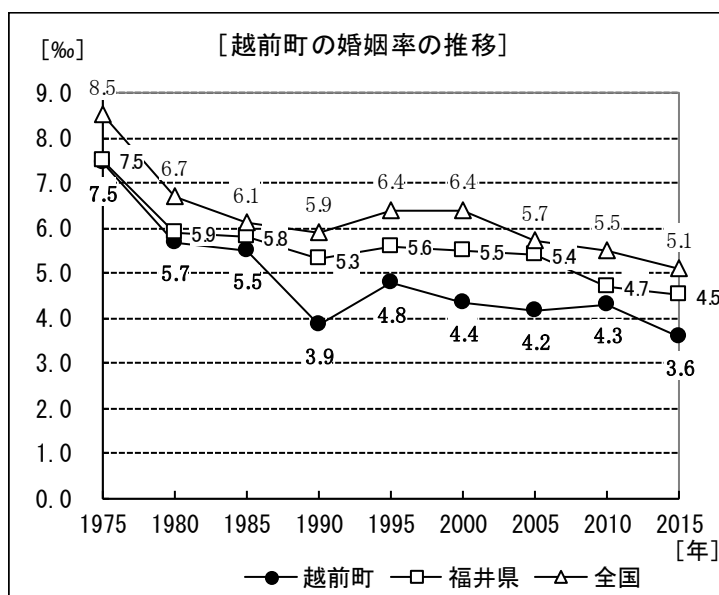
	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
朝日小学校	444	458	454	446	468	464	477	453	452	446
常磐小学校	40	40	39	37	39	37	35	29	28	22
糸生小学校	103	96	88	82	74	67	66	59	61	63
宮崎小学校	234	240	230	223	213	199	195	188	203	211
四ヶ浦小学校	113	112	111	102	105	110	104	104	101	99
城崎小学校	117	113	108	97	100	93	87	82	78	86
織田小学校	200	189	184	179	173	165	164	162	155	148
萩野小学校	60	65	63	59	63	69	66	63	67	67
合計	1,311	1,313	1,277	1,225	1,235	1,204	1,194	1,140	1,145	1,142

● 表2 中学校生徒の推移（単位：人） ●

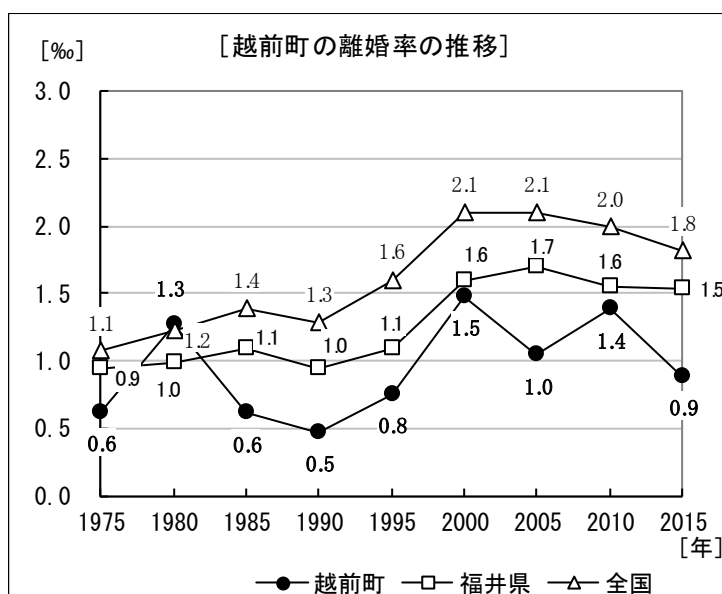
	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
朝日中学校	343	341	324	320	294	286	275	297	293	286
宮崎中学校	133	128	127	106	112	114	117	116	103	95
越前中学校	145	132	122	117	105	103	103	111	96	72
織田中学校	140	147	137	136	126	126	122	120	113	106
合計	761	748	710	679	637	629	617	644	605	559

②婚姻率と離婚率

婚姻率（人口千人あたり婚姻件数）についてみると、1975年には7.5で県値と同じでしたが、1980年以降は減少傾向を示し、2015年には3.6で県値や全国値よりも低い水準になっています。



離婚率（人口千人あたり離婚件数）についてみると、1985年から1995年にかけては0.6前後で推移し、県値や全国値を大きく下回っていましたが、近年は、増加傾向にあります。2015年は0.9で県値や全国値よりも低い水準になっています。

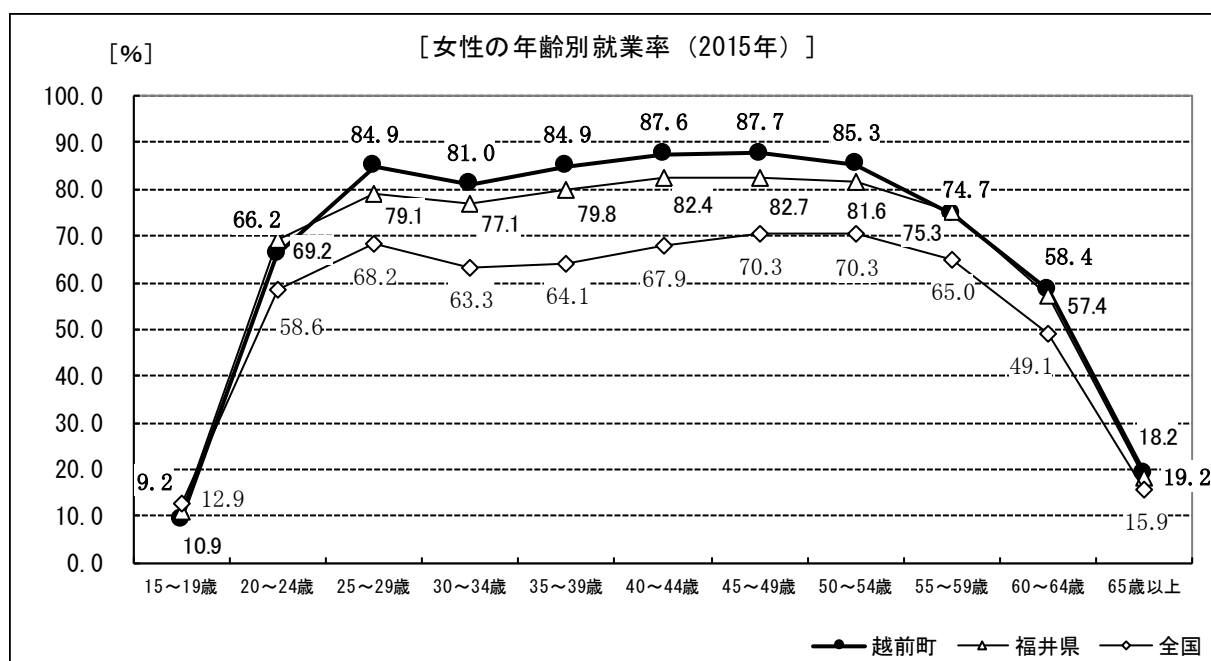


③女性の年齢別就業率

福井県及び全国の傾向は、【30～34歳】で出産や育児等の要因による就業率の落ち込みがみられ、【45～49歳】でピークを迎え、それ以上の年齢においては年齢に比例して就業率が低下しています。

町全体の女性の年齢別就業率（2015年）は、福井県及び全国と同様の傾向を示しており、【30～34歳】において81.0%と就業率が低くなり、最高値は【45～49歳】の87.7%となっています。

町と全国の年齢別就業率を比較すると、【25～29歳】の結婚と出産、育児期を迎える年齢から格差が大きくなります。町の女性年齢別就業率は【25～29歳】から【50～54歳】まで80%を超えており、非常に高くなっています。



(資料：国勢調査)

2. 子育て支援事業の現状

町内では次表のような子育て支援を実施しています。

● 表3 保育サービスの状況（2019年4月1日現在） ●

保育所名	定員 (人)	通常保育		延長保育		その他のサービス				
		有 無	時間	有 無	時間	一時 預かり	休日 保育	障がい 児保育	病後児 保育	子育て 支援
あさひ保育所	180	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
朝日西保育所	60	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
朝日南保育所	45	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
認定こども園 あさがお保育園	80	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
宮崎中央保育所	100	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
小曾原保育所	60	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
陶の谷保育所	30	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	×	○	×	×
四ヶ浦保育園	70	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	○	○	×	○
西徳寺保育園	60	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
城崎南保育所	休	—	—	—	—	—	—	—	—	—
織田保育所	50	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	×	○	×	×
はぎのこども園	85	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	×	○	×	○
たいら保育園	60	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	○	○	×	×

● 表4 子育て支援センターの状況 ●

名 称	開設年	場 所	備 考
朝日子育て支援センター	2003.4	気比庄 57-205（朝日地区）	・朝日児童センター内
宮崎子育て支援センター	2002.4	江波 76-5-1（宮崎地区）	・宮崎児童館内
越前子育て支援センター	1999.5	梅浦60-15-3（越前地区）	・四ヶ浦保育園 2階
織田子育て支援センター	2005.4	織田 109-55（織田地区）	・織田児童館内
はぎの子育て支援センター	1999.4	細野 73-2（織田地区）	・はぎのこども園隣接

● 表5 子育て支援センター利用者数の推移（単位：人） ●

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
朝日地区	3,687	2,604	4,405	2,929	3,293
宮崎地区	2,270	2,546	1,378	930	1,070
越前地区	298	510	332	467	494
織田地区	2,995	4,171	3,747	2,549	3,236
合計	9,250	9,831	9,862	6,875	8,093

● 表6 児童館の状況 ●

名 称	開設年	場 所	備 考
朝日児童センター	1968. 4	気比庄 57-205 (朝日地区)	・放課後児童クラブ 2016 年 4 より併設
宮崎児童館	1985. 4	江波 76-5-1 (宮崎地区)	・放課後児童クラブ併設
越前北部児童館	1996. 4	梅浦 60-15 (越前地区)	・越前町地域福祉センター内
越前中部児童館	2004. 12	道口 9-41 (越前地区)	・越前温泉道の湯 2 階
織田児童館	1983. 4	織田 109-55 (織田地区)	・2019 年 4 より現在の場所に新築移転
山中児童館	1987. 4	下山中 6-3-1 (織田地区)	

● 表7 児童館利用者数の推移 (単位:人) ●

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
朝日地区	7,726	8,004	8,761	8,525	9,460	9,499	10,684	545	690	839
宮崎地区	5,533	6,066	6,010	7,872	8,932	8,736	10,915	3,100	3,648	2,288
越前地区	10,844	12,517	11,816	8,924	8,708	8,783	7,188	8,969	7,922	7,205
織田地区	7,625	8,142	8,281	8,101	8,409	7,012	7,000	8,561	6,300	6,600
合計	31,728	34,729	34,868	33,422	35,509	34,030	35,787	21,175	18,560	16,932

※2016 年度以降児童クラブ利用者を除く

● 表8 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) の状況 ●

名 称	開設 年度	延べ利用者数 (単位:人)					活動場所
		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	
朝日児童クラブ	2002	9,795	11,226	16,459	16,963	18,209	朝日児童センター (朝日地区)
宮崎児童クラブ	2001	6,234	7,776	7,801	8,351	9,044	宮崎児童館 (宮崎地区)
城崎南保育所児童クラブ	2002	335	186	1,013	862	1,352	城崎南保育所 (越前地区)
織田放課後児童クラブ	2002	2,567	-	-	-	-	織田児童館 (織田地区)
萩野児童クラブ	2002	8,183	7,706	8,194	8,356	7,492	萩野生活改善センター (織田地区)
織田保育所児童クラブ	2005	4,659	2,883	3,669	3,212	3,634	織田保育所 (織田地区)
糸生児童クラブ	2007	3,168	3,998	3,117	2,992	2,797	生涯学習センター糸生分館内 (朝日地区)
越前北部児童クラブ		-	171	393	614	651	越前北部児童館 (越前地区) 長期休業中のみ
越前中部児童クラブ		-	625	974	554	692	西徳寺保育園 (越前地区) 長期休業中のみ
合計		34,941	34,571	41,620	41,904	43,871	

3. 越前町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

「越前町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標ごとに、ニーズ調査結果や施策・事業、評価指標等から進捗状況を把握し、課題を整理します。

(1) 全ての子どもを大切にされた教育・保育の環境づくり

「基本目標1 全ての子どもを大切にされた教育・保育の環境づくり」は、子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項についてまとめているため、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績から進捗状況を整理します。

2015年度～2019年度の取組状況については、毎年度、越前町子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。

【評価と課題】

- 「時間外保育事業」と「放課後健全育成事業」、「要保護児童対策地域協議会」は量の見込みを上回る利用実績となっているため、確保方策を見直して対応しています。
- 利用実績が多くなった原因を把握することが必要です。
- 「放課後健全育成事業」については、申込者数と実際の利用者数に差があるため、一時預かり等の対応も可能であることを保護者に周知することが必要です。
- ニーズ調査で「平日に教育・保育事業を利用している理由」として「子どもの教育や発達のため」が7割を占めていることから、保育内容の充実が必要です。
- ニーズ調査の自由意見では、時間の延長、休日や長期休業中の対応、放課後児童クラブの受け入れ上限の引き上げ、病児保育、緊急時の一時預かりなど保育サービスの充実が求められています。
- 病児・病後児保育の事業形態としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が最も高くなっています。
- 子育て支援センターについては、土・日曜日など利用時間の拡大とともに、支援センターに関する情報の周知が求められています。

【施策・事業等】

単位：人

教育・保育事業	2015年度				2016年度			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
量の見込み	38	500	312	78	39	504	308	75
実績	8	524	247	69	2	529	239	75
教育・保育事業	2017年度				2018年度			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
量の見込み	38	498	302	75	37	458	240	71
実績	3	479	249	60	3	464	240	88

教育・保育 事業	2019 年度			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
量の見込み	36	429	234	70
実績	-	-	-	-

- ※1号：1号認定子ども（満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子ども）
 2号：2号認定子ども（満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子ども）
 3号：3号認定子ども（満3歳未満であって保育の必要性がある子ども）

単位：人

時間外保育事業 (延長保育)	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
量の見込み	35	35	34	230	230
実績	192	198	215	185	-

単位：人

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
朝日 地区	量の見込み	66	63	64	150 (60)	150 (60)
	実績	62	82	83	85	90
宮崎 地区	量の見込み	32	34	40	65 (43)	65 (43)
	実績	33	33	35	38	34
越前 地区	量の見込み	18	18	19	80 (19)	80 (19)
	実績	20	35	34	39	40
織田 地区	量の見込み	61	63	62	80 (62)	80 (60)
	実績	45	51	50	47	57

単位：延べ利用者数（人／年）

子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
量の見込み	8	8	8	8	8
実績	0	1	6	26	28

※表中の（ ）内の数字は、中間見直し前の量

単位：延べ利用者数（人／年）

地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
朝日 地区	量の見込み	5,772	5,496	5,376	3,840 (5,232)	3,840 (5,088)
	実績	2,604	4,405	2,929	3,293	-
宮崎 地区	量の見込み	3,240	3,264	3,240	1,920 (3,084)	1,920 (3,060)
	実績	2,546	1,378	930	1,070	-
越前 地区	量の見込み	2,424	2,472	2,448	1,440 (2,352)	1,440 (2,292)
	実績	510	332	467	494	-
織田 地区	量の見込み	3,912	3,828	3,756	3,360 (3,636)	3,360 (3,516)
	実績	4,171	3,747	2,544	3,236	-

単位：延べ利用者数（人／年）

一時預かり事業		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
認定こども園における在 園児を対象とした一時預 かり（預かり保育）	量の見込み	4,102	4,130	4,081	4,060	3,905
	実績	0	0	0	0	-
認定こども園における在 園児を対象とした一時預 かり（預かり保育）以外	量の見込み	531	528	520	600 (510)	600 (494)
	実績	0	0	0	0	-

単位：延べ利用者数（人／年）

病児保育事業	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	211	210	206	265 (203)	295 (197)
実績	149	177	236	175	-

単位：延べ利用者数（人／年）

子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	572	572	572	60 (624)	60 (624)
実績	57	75	42	30	-

単位：実施箇所（箇所）

利用者支援事業 （子育て世代包括支援センター）	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	1	1	1	1	1
実績	0	0	0	1	1

※表中の（ ）内の数字は、中間見直し前の量

単位：延べ健診回数（回／年）

妊婦健康診査	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	2,492	2,478	2,478	2,478	2,338
実績	1,548	1,411	1,584	1,608	-

単位：訪問人数（人／年）

乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん訪問）	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	169	164	162	145（154）	145（153）
実績	143	127	122	131	-

単位：訪問人数（人／年）

養育支援訪問事業	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	3	3	3	3	3
実績	1	1	1	4	-

単位：対応人数（人／年）

要保護児童対策地域協議会	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	8	8	8	15（8）	15（8）
実績	9	11	13	18	-

※表中の（ ）内の数字は、中間見直し前の量

(2) 地域における子育て支援

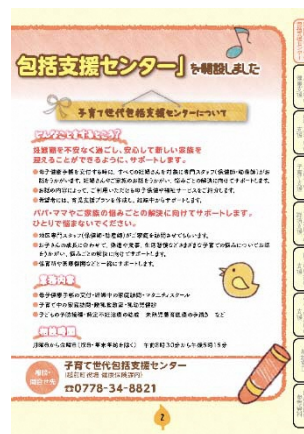
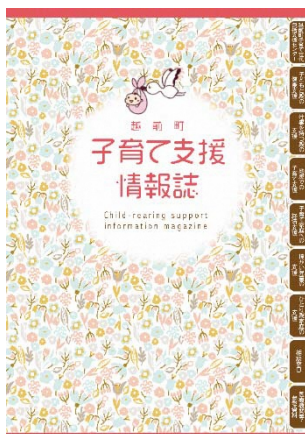
【評価と課題】

- 個別事業の「子育て情報誌の作成」については年度が遅れたものの、目標が達成されています。
- 「放課後子ども教室の充実」は目標を達成できていないため、目標値の設定とともに、子ども教室の内容についても再度検討する必要があります。
- 「子育てについて気軽に相談できる人がいる割合」は目標を達成できていないため、事業の見直しが必要です。
- ニーズ調査では、「不安や負担を感じる」が就学前児童の保護者で半数を、小学生の保護者も4割を超え、前回調査より増えており、その内容として「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」の割合が高くなっているため、対策が必要になっています。
- 就学前児童・小学生の保護者とも「子育てに関する相談相手」として「近所の人」が1割程度となっており関わりが少ない状況がうかがえますが、自由意見では話し相手を求める声もあるため、子育て家庭が近所住民と交流できる場や機会を確保することが必要です。
- 安心して子どもを産み育てるための地域での取組について、就学前児童・小学生の保護者とも「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が最も高く、次いで「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が高く、自由意見でも子ども同士とともに、保護者も交流できる場や機会が求められています。

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 (2015~2019年度)	関係機関等
	現状 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
子育て情報誌の作成	2014年 2,000部				2,000部		3年毎に 改修・増刷	福祉課
放課後子ども教室の充実	年398回開催 4,855人参加	379回 4,962人	469回 5,229人	446回 4,333人	379回 4,393人	334回 4,074人	年450回開催 5,300人参加	生涯学習課

評価指標	実績値 (2013年)	実績値 (2018年)	目標値 (2018年)	評価データ
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	就学前児童保護者 93.6% 小学校児童保護者 87.6%	就学前児童保護者 93.9% 小学校児童保護者 87.7%	就学前児童保護者 100.0% 小学校児童保護者 100.0%	就学前児童保護者用 ・小学校児童保護者用 ニーズ調査



(3) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【評価と課題】

- 個別事業については、「マタニティスクールの開催」の事業以外は目標に達しています。
- 「マタニティスクールの開催」については、目標を達成していないものの、参加人数は10人程度あり、参加者の評価も高いため、目標値の見直しが必要です。
- ニーズ調査で子どもの健康を守る上で充実すべき行政サービスについて尋ねたところ、就学前児童・小学生の保護者とも「急に発病した時の小児緊急医療体制」が最も高くなっています。
- 子どもの健康について気になることについては、就学前児童の保護者は「食べ物に好き嫌いがある」、「夜遅く、朝早く起きられない」など生活習慣に関する悩みが、小学生の保護者は「視力が低下している」、「姿勢が悪い」などが多くなっています。
- 家庭での食育の取組については、「1日3回食事をとる」、「朝食をとる」などが高く、「地場産物を積極的に使う」、「家庭菜園やプランター栽培を行っている」は低く、多様な取組方法について広報活動が必要になっています。

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 (2015～2019年度)	関係機関等
	現状 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
マタニティスクールの開催 (貧血予防食教室等を含む)	年4回開催 42人参加	4回 59人	4回 28人	3回 24人	3回 33人	3回 31人	年4回開催	子育て世代包括支援センター
1歳6カ月児健診	152人 受診率97.4%	160人 97.6%	129人 97.7%	168人 99.4%	129人 99.2%	117人 99.2%	受診率 98.0%	子育て世代包括支援センター
3歳児健診	185人 受診率94.4%	172人 95.6%	165人 95.4%	148人 99.3%	145人 100%	114人 97.4%	受診率 95.0%	子育て世代包括支援センター

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【評価と課題】

- 個別事業の「赤ちゃん抱っこ体験教室等の乳幼児とのふれあいの場づくり」は目標を達成しています。
- 「家庭教育に関するセミナーの開催」は目標を達成できていないため、目標値の設定とともに、セミナーの内容についても再度検討する必要があります。
- ニーズ調査で越前町の子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、就学前児童・小学生の保護者とも「保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が最も高く、次いで「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」が高く、学校教育環境が重要になっています。
- 自由意見でも、小学校や中学校の統合に関する意見が多く、職員体制の充実、いじめに関する体制、きめ細やかな指導、国際交流活動、文化活動の充実が求められています。

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 (2015~ 2019年度)	関係機関等
	現状 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
赤ちゃん抱っこ体験教室等の乳幼児とのふれあいの場づくり	全中学校	全中学校	全中学校	全中学校	全中学校	全中学校	全中学校	学校教育課 各中学校
家庭教育に関するセミナーの開催	年9回開催 400人参加	11回 703人	10回 901人	7回 587人	5回 417人	4回 338人	年10回開催 450人参加	生涯学習課

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

【評価と課題】

- 個別事業については、目標を達成しています。
- ニーズ調査で越前町の子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、就学前児童の保護者は「親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実」の割合が1割を超え、子どもにやさしい環境整備が重要になっています。
- 自由意見では、子どもの安全のために街灯の整備が求められています。

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標(2015~2019年度)	関係機関等
	現状 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
危険箇所地図の作成	全小学校 作成済	全小学校 作成済	全小学校 作成済	全小学校 作成済	全小学校 作成済	全小学校 作成済	変更があれば 見直しを行う	教育委員会 各小学校

(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

【評価と課題】

- 個別事業については、全て目標を達成しています。
- 「育児休業制度を利用した割合」は目標を達成しています。
- 全国での2017年度の育児休業取得率は、女性が83.2%、男性が5.14%となっているため、更なる取組が必要です（資料：厚生労働省 雇用均等基本調査）。
- ニーズ調査で「母親が育児休業を取得していない場合の理由」として「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」と続いていることから、子育てと仕事を両立できる環境づくりが必要になっています。
- 「父親が育児休業を取得していない場合の理由」として「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と続いていることから、子育てと仕事を両立できる環境づくりとともに、経済的支援が必要になっています。
- 「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が5割を下回っていることから、広報活動を充実させ、周知を図っていくことが必要です。
- 職場復帰時の短時間勤務制度の利用については母親が27.2%、父親が0%となっており、母親が短時間勤務制度を利用しなかった理由として「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が最も高いことから、制度の広報活動とともに、利用しやすい環境づくりが必要になっています。

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 (2015～ 2019年度)	関係機関等
	現状 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
えちぜん男女 共同参画の つどいの開催	年1回開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回開催	男女共同 参画・人権室
企業への啓発 活動	育児休業等 に関する ハンドブック等の掲示	広報誌、町 ホームページに掲載	広報誌、町 ホームページに掲載	広報誌、町 ホームページに掲載	広報誌、町 ホームページに掲載	広報誌、町 ホームページに掲載	広報誌、町ホ ームページへ の掲載	商工観光課 就労支援室
若者出会い 応援交流事業	団体へ補助 1件	1件	1件	3件	1件	1件	年1件以上	福祉課

評価指標	実績値 (2013年)	実績値 (2018年)	目標値 (2018年)	評価データ
育児休業制度を利用 した割合 (家庭)	48.1%	61.2%	50.0%	就学前児童保護者用 ニーズ調査

(7) 子どもの安全の確保

【評価と課題】

- 「子ども 110 番の家の設置活動」は目標を達成できていないため、事業内容の見直しが必要です。
- 「子どもの事故 傷者数」は目標を達成できていないものの、2016 年と 2017 年は 0 人であったため、今後も継続的な取組が必要です。
- ニーズ調査では、安心して子どもを産み育てるための地域での取組について、就学前児童・小学生の保護者とも「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」の割合が高く、自由意見でも不審者情報から不安を抱える保護者もいるため、子どもが安全に安心して自由に行動できる地域づくりが求められています。

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 (2015～ 2019 年度)	関係機関等
	現状 2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度		
子ども 110 番の家の設置活動	延べ 277 軒 (海の子声掛け 110 番を含む)	277 軒	277 軒	277 軒	277 軒	277 軒	延べ 359 軒 (海の子声掛け 110 番を含む)	生涯学習課

評価指標	実績値 (2013 年)	実績値 (2018 年)	目標値 (2018 年)	評価データ
子どもの事故 傷者数	1 人	1 人	減少	資料：福井県警察本部
不良行為少年などの補導件数	不良行為少年 17 人	-	減少	資料：鯖江警察署

(8) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【評価と課題】

- ○個別事業については、目標を達成しています。
- ○ニーズ調査の自由意見では、障がい児に対する職員の理解の向上や身近な地域で療育を受けることができる体制が求められています。

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 (2015～ 2019年度)	関係機関 等
	現状 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
要保護児童対策地域協議会の開催	年1回開催 代表者会議：年1回開催 実務者会議：年6回開催 個別ケース検討会：随時	継続 実施	継続 実施	継続 実施	継続 実施	継続 実施	継続実施	福祉課
母子家庭等医療費の支給	実施中 479人 (町独自で所得要件を緩和)	500人	496人	503人	504人	471人	継続実施	福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

国から示された基本指針を踏まえて、越前町の子ども・子育て支援事業計画を策定する上で必要な視点を下記のように設定します。

①子どもをひとりの人として認める視点

- ・子どもはひとりの人としてその最善の利益を保障されるべき存在であり、全ての子どもは適切な養育を受ける権利や、自由に自分の考えや行動を表す能動的な権利をもちます。
- ・全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を実施するとともに、安全に安心して行動できる環境が必要です。

②子育てが生きがいとなる環境をつくる視点

- ・子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。
- ・地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが必要です。

③仕事をしながら子育てができる環境をつくる視点

- ・出産を伴う女性の就労継続や子育て期の男性の長時間労働など厳しい状況が続く中、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組として重要です。
- ・利用者のニーズを的確に踏まえたきめ細かな子育て支援策を展開するなど、仕事をしながら子育てに取り組む人を積極的に支援し、子育てと子育てを大切にする地域社会を創りあげることが重要です。

④地域の子育て力を高める視点

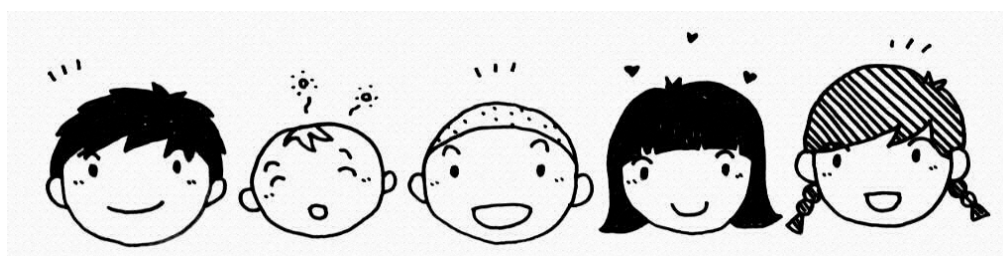
- ・全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすことが必要です。
- ・ニーズ調査の結果をみると、祖父母等の親族が日常的あるいは緊急時の子どもの預け先となっている方が多く、子育ての強い味方となっていることがわかります。親族だけでなく、「地域のおじいちゃん、おばあちゃん」として知恵と力を発揮できる場も必要です。
- ・越前町の恵まれた海や山等の自然環境、歴史、文化、地域の施設、様々な人材、団体等の資源を十分かつ効果的に活かす取組を進めることで、子どもや子育て家庭への支援を充実することが重要です。

2. 基本理念

この計画は、急速な少子化の進行や、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中においても、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的としたものです。

子どもたちが越前町の自然や歴史を大切にしながら、未来を切り拓く強さややさしさ、豊かな心をもてるように、町民みんなで子ども・子育て支援に取り組みます。また、保護者が心にゆとりをもって子育てに取り組んでいけるよう、企業、地域、行政が一体となって子どもと子育て家庭をやさしく見守り、支えます。そして、子育てに関わることで全ての町民自らも成長し、あたたかい気持ちであふれるまちになることを目指します。

～ みんなで子どもとともに育つ
『あたたかいまち』～



3. 基本目標と施策の体系

(1) 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように設定します。

「基本目標1 全ての子どもを大切にした教育・保育の環境づくり」は、子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項を、基本目標2から基本目標8は次世代育成支援を引き継いだ内容を中心に構成しています。

基本目標1 全ての子どもを大切にした教育・保育の環境づくり

全ての子どもと子育て中の保護者が必要とする適切な教育・保育の提供体制を整備し、質の高い教育・保育を安定的に提供します。また、家庭をはじめ、保育所や認定こども園など、過ごす場所の違いに関わらず、全ての子どもに発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

基本目標2 地域における子育て支援

子どもがひとりの人として認められ、周りから温かく見守られ、愛されているという安心感をもてるよう、家庭だけでなく、学校や地域が一体となって子どもたちを育てていきます。安心して、心にゆとりをもちながら子育てに取り組んでいけるよう、子育ての負担やストレスを和らげる、地域全体が子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

基本目標3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取組を推進していきます。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

命の大切さや子どもを産み育てること、家庭の大切さを理解できる子どもへと成長していけるよう、保育所や学校等と連携を図りながら、社会性や豊かな人間性をもった次代の親として育成していきます。地域の特性を活かしながら、家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人一人が個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるような環境づくりを進めます。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが安心してのびのびと成長し、子育て家庭がゆとりをもった日常生活を営めるよう、良好な住宅を確保するとともに、施設のバリアフリー化、道路や公園の整備・充実等により安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進等

男女がともに子育ての責任を担い、仕事と子育てを両立させながら働くことができるように、職場環境の改善とともに、従来までの働き方や家庭内の役割分担等を見直していくように、地域、企業、行政が連携して意識付けや啓発に努めます。

基本目標7 子どもの安全の確保

次代を担う子どもの生命を守るために、子どもたちの目線から生活環境を見つめ直し、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、子どもが安全・安心してのびのびと遊ぶことができる環境づくりに努めます。

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

深刻な社会問題となっている児童虐待については、未然の防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がい児施策の充実、支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな対応を地域全体でできる体制の確保に努めます。

(2) 施策の体系

く
みんな
な
で
子
ど
も
と
も
に
育
つ
『
あ
た
た
か
い
ま
ち
』
く

基本目標1 全ての子どもを大切にした教育・保育の環境づくり

- ①教育・保育事業の提供
- ②地域子ども・子育て支援事業の提供
- ③幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
- ④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本目標2 地域における子育て支援

- ①子育て支援のネットワークづくり
- ②子どもの健全育成
- ③地域における人材の養成
- ④地域住民や高齢者との交流の推進

基本目標3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ②食育の推進
- ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ④子どもの健やかな健康を見守る地域づくり
- ⑤小児医療の充実

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②家庭や地域の教育力の向上
- ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

- ①良好な居住環境の確保
- ②安全な道路交通環境の整備
- ③安心して外出することができる環境の整備

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

基本目標7 子どもの安全の確保

- ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実・強化
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③特別に支援を必要とする子どもに対する施策の充実

4. 教育・保育提供区域について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

本町においては、下記のように区域を設定します

- 保護者が区域内においてサービスを選択でき、町としても概ね適正な需要調整が可能な点を踏まえて、「町全域」を教育・保育提供区域の基本とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、基本的に「町全域」としますが、「放課後児童健全育成事業」と「地域子育て支援拠点事業」はコミュニティ区を中心に施設・サービスが整備されていることから「コミュニティ区」とします。

《事業別教育・保育提供区域》

	事業名	提供区域	設定理由等
教育・保育	「1号認定子ども」 3～5歳 学校教育のみ	町全域	・需要調整が可能であるため
	「2号認定子ども」 3～5歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であるため
	「3号認定子ども」 0～2歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であるため
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業 (延長保育)	町全域	・保育所での提供サービスであるため
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	コミュニティ区※	・小学校区を中心にして、1箇所以上放課後児童クラブが整備されているため
	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	コミュニティ区※	・地域子育て支援センターは、コミュニティ区ごとに設置されているため
	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	町全域	・情報提供、相談事業等については、子育て世代包括支援センターにおいて全町的に取り組んでいるため
	子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	町全域	・現在、町全域を対象に実施しているため
	乳児家庭全戸訪問事業	町全域	・子育て世代包括支援センターが全町的に取り組んでいるため
	養育支援訪問事業	町全域	・福祉課、要保護児童対策地域協議会等において全町的に取り組んでいるため
	一時預かり事業	町全域	・需要調整が可能であるため
	病児、病後児保育事業	町全域	・現在、町内では病児、病後児保育は織田病院で実施しているため
	子育て援助活動支援事業	町全域	・福井県では「すみずみ子育てサポート事業」として実施しており、越前町社会福祉協議会と鯖江地域ファミリーサービスクラブ等でサービスを提供しているため
妊婦に対して健康診査を実施する事業	町全域	・子育て世代包括支援センターが全町的に取り組んでいるため	

※コミュニティ区とは、町を朝日地区、宮崎地区、越前地区、織田地区の4地区に分けたもの。

1号認定子ども：満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子ども

2号認定子ども：満3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子ども

3号認定子ども：満3歳未満であって保育の必要性がある子ども

第4章 事業計画

1. 全ての子どもを大切にされた教育・保育の環境づくり

(1) 教育・保育事業の提供

「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況とニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

教育・保育の「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

1) 1号認定子ども（教育標準時間認定）

対象児童は「満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定子どもを除く）」で、認定こども園、幼稚園が利用できます。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

量の見込み ・確保方策	現状	実施時期				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み (2号認定子ども)	27(21)	37(22)	38(21)	39(21)	40(21)	40(21)
②確保の 内容	25	40	40	40	40	40
②-①	▲2	3	2	1	0	0

※「1号認定子どもの3～5歳児」は「1号認定子どもの3～5歳児」及び「2号認定子どもの3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数（認定こども園及び幼稚園の利用）

《確保方策》

○越前町内の認定こども園で対応します。

2) 2号認定子ども（満3歳以上・保育認定）

対象児童は「満3歳以上の小学校就学前の子どもで『保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）』に該当し、保育所等での保育を希望する場合」で、保育所、認定こども園が利用できます。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

量の見込み ・確保方策	現状 (10月1日現在)	実施時期				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	411	370	358	347	349	342
②確保 の内容	保育所	436	376	376	376	376
	認定 こども園	90	110	110	110	110
②-①	115	116	128	139	137	144

※保育の必要な事由

- 1 1月において48時間以上の就労をしていること
- 2 妊娠、出産
- 3 保護者の疾病、障がい
- 4 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動（起業準備を含む）
- 7 就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(子ども・子育て支援法施行規則 第一条の五より)

《確保方策》

○越前町内の全保育所・認定こども園で対応します。

3) 3号認定子ども（満3歳未満・保育認定）

対象児童は「満3歳未満の子どもで『保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）』に該当し、保育所等での保育を希望する場合」で、保育所、認定こども園、地域型保育事業が利用できます。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

量の見込み ・確保方策	現状		実施時期				
			2020年度		2021年度		
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	58	231	87	221	82	221	
②確保 の内容	保育所・ 認定こども園	88	241	88	241	88	241
	地域型保育事業	—	—	0	0	0	2
②－①	30	10	1	20	6	22	

量の見込み ・確保方策	実施時期						
	2022年度		2023年度		2024年度		
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	80	211	79	203	77	198	
②確保 の内容	保育所・ 認定こども園	88	241	88	241	88	241
	地域型保育事業	0	2	0	2	0	2
②－①	8	32	9	40	11	45	

※量の見込みは補正

《確保方策》

- 越前町内の全保育所・認定こども園、地域型保育事業で対応します。
- 越前町内に、保育の質を確保した上で地域型保育事業を活用し、多様な施設・事業の中から利用者が選択する仕組みをつくります。

《保育利用率》

- 0歳児の保育利用率は2018年に64%、2019年度からは65%程度（ニーズ調査結果）となり、待機児童もいないため、70%を確保します。
- 1・2歳児の保育利用率は2018年に81%、2019年度からは78%程度（ニーズ調査結果）となり、待機児童もいないため、85%を確保します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供

「量の見込み」は、計画策定時における事業の利用状況とニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえて設定しています。

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携を確保します。

1) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育の延長が必要な場合において、認定こども園、保育所等で実施する事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	170	165	162	158	155
確保の内容	170	165	162	158	155

※量の見込みは補正

《確保方策》

○越前町内の全保育所・認定こども園で対応します。

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。平日の放課後のほかに、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

【朝日地区】

単位：人

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	93	97	100	97	94
②確保の内容	105	105	105	105	105
②-①	12	8	5	8	11

【宮崎地区】

単位：人

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	36	37	38	36	37
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	▲6	▲7	▲8	▲6	▲7

【越前地区】

単位：人

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	43	49	47	48	50
②確保の内容	50	50	50	50	50
②-①	7	1	3	2	0

【織田地区】

単位：人

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	56	61	64	58	55
②確保の内容	65	65	65	65	65
②-①	9	4	1	7	10

※量の見込みは補正

《確保方策》

【朝日地区】：○「朝日児童クラブ」と「糸生児童クラブ」で対応します。

【宮崎地区】：○「宮崎児童クラブ」で対応します。

【越前地区】：○「城崎南保育所児童クラブ」で対応します。長期休業中は「越前北部児童クラブ」「越前中部児童クラブ」でも対応します。

【織田地区】：○「織田保育所児童クラブ」と「萩野児童クラブ」で対応します。

○不足している地区については、小学校施設の活用や民間事業者の参入促進などにより、事業量を確保することを検討します。

○一時預かり等の対応も可能であることを保護者に周知するとともに、長期休業のみの利用など保護者のニーズに合わせた事業内容を検討します。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

子育て短期支援事業としては、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です（宿泊を伴う預かりで、連続7日まで）。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です（概ね6カ月の間、午後5時から午後9時まで）。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：延べ利用者数（人／年）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

《確保方策》

○越前町内には短期入所生活援助（ショートステイ）事業を提供する施設がないため、福井市・鯖江市等の施設を利用します。

4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる場を開設し、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、育児に役立つ講座の開催、サークル活動等に取り組んでいます。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

【朝日地区】 単位：量の見込みは延べ利用者数（人／年）、確保の内容は実施箇所（箇所）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	5,160	5,160	4,884	4,680	4,620
確保の内容	1	1	1	1	1

【宮崎地区】 単位：量の見込みは延べ利用者数（人／年）、確保の内容は実施箇所（箇所）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	876	828	792	768	732
確保の内容	1	1	1	1	1

【越前地区】 単位：量の見込みは延べ利用者数（人／年）、確保の内容は実施箇所（箇所）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1,548	1,440	1,416	1,416	1,344
確保の内容	1	1	1	1	1

【織田地区】 単位：量の見込みは延べ利用者数（人／年）、確保の内容は実施箇所（箇所）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1,644	1,656	1,620	1,572	1,572
確保の内容	2	2	2	2	2

《確保方策》

【朝日地区】：○「朝日子育て支援センター」で対応します。

【宮崎地区】：○「宮崎子育て支援センター」で対応します。

【越前地区】：○「越前子育て支援センター」で対応します。

【織田地区】：○「織田子育て支援センター」と「はぎの子育て支援センター」で対応します。

○職員配置の強化や利用時間の見直し等により、事業内容の充実を図ります。

5) 一時預かり事業

①預かり保育（認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）

預かり保育は幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に実施するものです。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：延べ利用者数（人／年）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の 見 込 み	1号認定子ども による利用	3,900	4,420	4,680	4,940	4,940
	2号認定子ども による利用	5,720	5,460	5,460	5,460	5,460
確保の内容 一時預かり事業 (在園児対象型)		9,620	9,880	10,140	10,400	10,400

※量の見込みは補正

《確保方策》

- 越前町内の認定こども園で対応します。
- 「1号認定子どもの利用」については、利用実績を注視しながら量の見込みを検討し、対応します。

②預かり保育（認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）以外

急な用事や短期のパートタイム就労等、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、子どもを一時的に預かります。認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で実施されます。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：延べ利用者数（人／年）

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1,231	1,197	1,155	1,141	1,117
確保の内容 一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,231	1,197	1,155	1,141	1,117

※量の見込みは補正

《確保方策》

- 越前町内の全保育所・認定こども園、「すみずみ子育てサポート事業」により対応します。

6) 病児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所において病児・病後児保育事業を実施しています。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：延べ利用者数（人／年）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	204	199	195	190	190
確保の内容 病児・病後児保育事業	204	199	195	190	190

※量の見込みは補正

《確保方策》

○病児、病後児保育を織田病院、福井市・鯖江市等の施設で対応します。

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：延べ利用者数（人／年）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み 就学児のみ	208 (104)	208 (104)	208 (104)	208 (104)	208 (104)
確保の内容	208 (104)	208 (104)	208 (104)	208 (104)	208 (104)

※（ ）は低学年の量の見込み

《確保方策》

○低学年については「すみずみ子育てサポート事業」でも対応します。

8) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

本町では様々な子育て支援事業が実施されているものの、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的な事業内容がどのようなものかなど、的確な情報を得られにくい状況にあります。そこで、地域における多様な子育て支援事業の情報を一元的に把握し、提供を行うとともに、それら利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：実施箇所（箇所）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

《確保方策》

○子育て世代包括支援センターで対応します。

9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担を軽くし安心して妊娠・出産ができるように、14回の妊婦一般健診及び子宮頸がん検査・HTLV検査・性器クラミジア検査の助成を行っています。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：延べ健診回数（回／年）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1,638	1,582	1,568	1,540	1,540
確保の内容	1,638	1,582	1,568	1,540	1,540

《確保方策》

○母子健康手帳交付時に、妊婦健診助成券の利用について説明しています。妊婦が必要回数の妊婦健診を受診できるよう支援します。

10) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、母体や乳児の健康状態の確認及び必要な指導を行っています。同時に、新生児訪問指導として、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行っています。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：訪問人数（人／年）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	123	117	113	112	110
確保の内容	123	117	113	112	110

《確保方策》

○町の保健師（産婦の希望に応じて助産師）が訪問します。

11) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

①養育支援訪問事業

養育支援訪問事業では、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：訪問人数（人／年）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の内容	3	3	3	3	3

《確保方策》

○町の保健師と児童家庭相談員が訪問します。

②要保護児童対策地域協議会

越前町要保護児童対策地域協議会を設置し、特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦）、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、これら児童や家庭に関わる機関が情報共有し、連携して当該家庭及び児童への支援、対応をしています。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：対応人数（人／年）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の内容	20	20	20	20	20

《確保方策》

○代表者会議年1回開催、実務者会議年6回開催、個別ケースごとの検討会は随時開催し、対応していきます。

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

- 認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設です。
- 認定こども園への移行を希望する保育園からの相談に対し、助言を行い、施設の円滑な移行を促進します。
- 必要に応じて特定教育・保育施設が認定こども園となり、3歳以上の子どもの保護者が就労の有無に関わらず、どの施設でも選択できる環境づくりを進めます。

2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

- 子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士が学校教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。

3) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

- 発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達と成長を保障します。
- 地域の教育・保育水準の維持・向上を図るために、町が定めた基準を満たすとともに、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質向上に努めるものとします。
- 幼児教育の質の更なる向上を図る体制を構築することを目指して、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置します。
- 地域子ども・子育て事業は、全ての家庭及び子どもを対象として、妊娠・出産期から切れ目なく、地域のニーズに応じて多様かつ総合的な支援を実施します。

4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

- 保育所等と地域型保育事業、地域子育て支援事業を行う者が定期的に情報を共有できる連絡会を開催するとともに、協力体制を構築します。

5) 保育所等と小学校等との連携の推進方策

- 子どもの育ちや発達は、乳児期、幼児期、学童期と連続しており、保育所・認定こども園から小学校へ通う機関が変わっても、成長は続いていくものです。この育ちの連続性を保つために保育所児童保育要録等を活用し、保育所等と小学校間の情報共有を図ります。
- 子ども一人一人が遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるように、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携活動を充実します。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 2019年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校の幼稚部、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。
- 給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

2. 地域における子育て支援

【現況と課題】

本町では、地域のコミュニティ活動の中で、子どもからお年寄りまで関わる事業を実施し、地域全体で子どもを育む意識づくりに取り組んでいます。住民の誰もが、子どもをひとりの人間としてやさしく、時に厳しく、愛情をもって育てるとともに、子育て家庭を見守り、関わるができるようにすることが重要です。

子どもは遊びを通して友達をつくったり、社会のルールを学んだりしながら、段階的に成長していくため、子どもたちの交流の場、居場所をしっかりと確保することが重要です。町内全域にこの児童館等があり、自由に来館して児童厚生員や友達と一緒に遊ぶことで心身の発達を促し、子どもたちの健全な育成を図っています。

町内の中学生は地域での社会奉仕活動や卒業した小学校周辺施設の清掃活動に参加していますが、少子化により学校単位での活動が困難になっています。今後の人生において社会に対応できる力や地域への愛着を育むためにも、中学生や高校生が地域との関わりをもつ機会を積極的に確保することが必要です。

【具体的な施策・事業】

(1) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援センターや児童館などが、子どもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場、様々な人と出会い、交流できる場として引き続き支援内容を充実し、その認知度の向上を図ります。

子育てに関する各種サービス、相談窓口、教育・保育施設や地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等、その他関係情報については、子育て情報誌やホームページ等とともに、保護者の要望を把握しながら、多様な媒体を活用して情報提供を進めます。

子育て支援センターや児童館等の子育て支援に関わる施設においては、職員が連携できる機会を確保するとともに、保護者のニーズ把握や必要としている情報の共有化等によりネットワークづくりを進めます。

地域社会における子どもの尊さを理解し、地域社会全体において子育てを大切にする意識が育まれるよう、コミュニティ活動やホームページの活用等により啓発活動を進めます。

(2) 子どもの健全育成

学校をはじめ、児童館や公民館等の社会資源については、放課後や週末、夏休み期間等の長期休業中において可能な限り子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごすことができる活動拠点として活用していきます。

朝日児童センターや児童館では、子どもたち自身がセンターの活動・イベント等の企画・運営に主体的に携わる機会を設けることで、子どもの視点や意見を反映した自発的活動を支援します。

放課後児童クラブの質の向上を図るため、従事者すべてを対象にした研修を実施し、人材の育成と情報の共有を図ります。また、放課後児童クラブの従事者には、放課後児童支援員となるための認定資格研修への参加を支援します。

勉強と部活動に重点がおかれる中学生や高校生の健全な育成を図るため、地域と連携して美化活動等を推進し、社会性や人間性、ふるさとを愛するやさしい心を育てていきます。

児童の安全・安心な居場所を確保するために生涯学習センター及び各コミュニティセンターに設置されている放課後子ども教室については広報活動を充実するとともに、今後も住民の協力を得ながら地域の特性を活かし、子どもの興味や能力に応じたプログラムを設定し、継続していきます。

(3) 地域における人材の養成

これまで行われてきた近隣同士のつながりを強めながら、地域で子育てに関する相談や交流ができるよう、地域の高齢者や子育ての経験者、保育所のOB等の人的資源による子育てボランティアを育成します。

さらに、講演会・研修会を行い、多種多様な利用者ニーズに対応できるよう、子育てボランティアの資質の向上を図ります。

(4) 地域住民や高齢者との交流の推進

これまで保育所や小学校を中心とした地域活動や祖父母学級等の取組を継続・発展させ、子どもだけでなく保護者も地域住民や高齢者と交流できるよう推進します。

	施策・事業名	現状（2018年度）	目標（2020～2024年度）	関係機関等
継続	子育て情報誌の作成	2017年2,000部	3年毎に改修・増刷	福祉課
継続	放課後子ども教室の充実	年334回開催 4,074人参加	年320回開催 4,000人参加	生涯学習課

【評価指標】

評価指標	実績値（2018年度）	目標値（2023年度）	評価データ
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	就学前児童保護者 93.9% 小学校児童保護者 87.7%	就学前児童保護者 100.0% 小学校児童保護者 100.0%	就学前児童保護者用 ・小学校児童保護者用 ニーズ調査



3. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【現況と課題】

本町では、2018年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から切れ目のない個別支援(顔のみえる)を重視した関わりを行っています。妊娠届の提出時に、地区担当の保健師が全妊婦の面接を行い、そのなかでハイリスク妊婦・特定妊婦を抽出し、電話や訪問、妊婦券の確認等で継続的な支援を行っています。

妊娠・出産期にはマタニティスクールと訪問指導等を実施しています。マタニティスクールは年間開催回数が減ったものの、夫の参加率に変化はなく満足度も高くなっています。産後は、助産師が全産婦に電話による状況確認を行うとともに、サポートが必要な産婦に対しては産後ケア事業や町の社会資源を紹介し、育児における不安やストレスの軽減、虐待の早期発見等に努めています。

疾病の早期発見や幼児の健康的な成長発達を促すことを目的に、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児健診を実施しています。健診では保護者が生活習慣等を見直す機会となるように、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が幼児の心身の状態や生活実態を把握しながら育児相談や栄養相談、ブラッシング指導を行っています。2019年度より社会性が身につく保育所年中の時期(5歳児)に心身の発達の様子を確認し、また保護者が就学に向けて準備を開始できるよう、5歳児健診を学校教育部門や児童福祉部門と協力して実施しています。

ライフステージに応じた食育推進のため、未就学児童に対しておさかな体験や食育クッキング、小中学生には味覚を学ぶ授業や魚の捌き方教室、地域活動としてソバ打ち体験等を行っています。また、家庭内の食習慣の乱れが子どもの食生活に影響を与えることから、家族全体で食生活を見直せるように支援していくことが必要です。

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となる小児救急医療体制については保護者の希望にかなった体制づくりとともに、適正受診の知識を広めていくことが必要です。

今後も、保健・医療・福祉や教育等の分野間の連携とともに、地域・学校・企業等が子どもと母親の健康の確保に一体的に取り組んでいくことが重要です。

【具体的な施策・事業】

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

マタニティスクールでは、父親の育児参加を促進するため今後も夫婦での参加を呼びかけるとともに、実際の赤ちゃんに触れ合う機会を設けるなど親性準備性を高める内容に工夫します。

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療とあわせて、母親の育児における不安やストレスの軽減、虐待の早期発見を図るため、関係機関との連携強化による確実な健診、訪問活動、プライバシーに配慮した相談活動に努めます。健診では、子どもの発達段階に応じた食生活や生活リズム、メディアなどの生活習慣、事故防止、虫歯予防等に関する基礎学習の場として位置づけ、健診や相談、教育等の総合的な健康支援に積極的に取り組みます。5歳児健診については、就学に向けて保護者の抱える悩みに寄り添いながら支援できる体制を保育所等関係機関と連携して整えます。

今後も、子育て世代包括支援センターでは、妊産婦自らが疾病の予防及び健康増進に取り組めるように支援プランの作成・評価と個別支援をより充実します。

(2) 食育の推進

安全で体に良い食べ物を選べる力を身につけることができるよう、発達段階に応じた食に関する学習の機会を確保します。また、地域の特色を活かした食料の生産から消費等に至るまでの体験活動を実施するとともに、家庭での取組方法等についても情報を提供していきます。

食を通じた明るい家庭や親子関係、豊かな人間性を育成するため、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食を推進します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学校における保健教室をはじめとした多様な機会を捉えて、薬物や喫煙、飲酒、正しい性の知識や性教育について早い段階から一貫した教育に取り組みます。子どもが学童期から思春期へと成長する段階において、関係する機関が連携を図りながら適切に相談活動を実施し、思春期の問題行動の未然防止・早期発見に努めます。

10代の自殺や不健康やせ等を防ぎ、不登校に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員の配置を適切に行い、学校だけでなく、家庭や関係機関等が連携して子どもたちが気軽に相談できる体制づくりや仕組みづくりに取り組んでいきます。

(4) 子どもの健やかな健康を見守る地域づくり

乳幼児期、学童・思春期の子どもと母親の健康的なライフスタイルを見守り支えるため、各地区での助産師との座談会などを通じて、地域・学校・企業等のネットワークづくりを進めます。

(5) 小児医療の充実

子育て家庭から期待される小児救急医療体制を確立するとともに、「#8000（子ども医療救急電話相談）」の利用促進や「子どもの救急時の対応」の講習会などにより、適正受診のための啓発活動を進めます。

	施策・事業名	現状（2018年度）	目標（2020～2024年度）	関係機関等
新規	子育て世代包括支援センターの整備	妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援の実施	継続実施	子育て世代包括支援センター
新規	5歳児健診	—	受診率 100%	子育て世代包括支援センター
継続	マタニティスクールの開催（貧血予防食教室等を含む）	年3回開催 31人参加	妊婦の参加率 30%	子育て世代包括支援センター
継続	1歳6カ月児健診	117人 受診率 99.2%	受診率 100%	子育て世代包括支援センター
継続	3歳児健診	114人 受診率 197.4%	受診率 100%	子育て世代包括支援センター

4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現況と課題】

子どもたちには自分たちの命の一つとして同じものがなく、かけがえのない存在であることを気づかせ、自分を大切にすることを育むことが重要です。さらに、全ての命はつながり、互いに支えあっていることを伝えることも大切です。

各小中学校において、子どもたちが生命を大切にすることや自他の個性を尊重する心、他者を思いやる心等を育むことのできるよう道徳教育を中心に取り組んでいます。全ての中学校では、子どもを産み育てることの意義、子どもや家庭の大切さが理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を確保しています。

地域住民から越前町の歴史や伝統、文化について学ぶ「地域と進める体験推進事業」を実施しており、子どもたちがふるさとへの誇りや愛着を育みながら、地域住民との交流を深める機会となっています。また、子どもたちが国際性を身につけることができ、地域住民とともに直接外国の方と交流できる場として「越前町国際交流のつどい」や「異文化理解講座」などを実施しています。

本町においては、3世代同居が多い地域特性はあるものの、子育て家庭を支えるべき地域社会とのつながりが希薄になっているため、子どもの健やかな成長の基本となる家庭の環境づくりとともに、地域における子育て力を高めていく取組が不可欠となっています。

現在の生活環境においては、テレビやインターネットのメディア等を通して、性や暴力に関する過激な情報が多く、子どもたちの健全育成に悪影響を及ぼす恐れがあります。さらに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な普及で、子どもの利用者も大幅に増え、SNSを使った犯罪被害に巻き込まれるようになっています。

青少年の非行を未然に防止するため、越前町補導委員による定期的なパトロールや地区のイベント（祭り）時には啓発活動を実施しています。今後も、地域住民にも協力を呼びかけるなど地域全体で子どもを見守る意識づくりとともに、警察や学校、関係団体、地域、家庭、行政が連携した総合的な非行防止対策が必要です。

【具体的な施策・事業】

（1）次代の親の育成

学校においては、道徳の授業の質的向上と量的確保をより一層進めていくとともに、子どもをほめて伸ばす教育を進め、子どもたちが自分を大切に、互いの良いところを認め合える心を育みます。

学校や保育所等と連携を図りながら乳幼児とふれあう機会を広げ、未来を担う次代の親づくりに取り組んでいきます。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

＜豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実＞

子育ての基本となる家庭において子どもの望ましい基本的な生活習慣づくりが重要であるため、保護者のニーズにあった内容の講習会や講座等を開催し、家庭教育に関する支援をより一層充実します。

さらに、講習会には母親や父親だけでなく、祖父母に対しても参加を呼び掛けることで、家庭の子育て機能の向上に取り組みます。

＜地域の教育力の向上＞

人を思いやるやさしい心や豊かな人間性を育むため、家庭や地域と学校が互いに連携を図りながら、地域社会全体で子どもたちを健やかに育てていく活動を推進します。

家庭と地域、学校の協力体制のもと、「地域と進める体験推進事業」を中心に越前町固有の自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深める体験活動等の充実を図り、子どもの社会性や人間性を育てていきます。

これまでの隣近所等において普通に行われていた助けあい、子どもや子育て家庭を見守る意識づくりのため、子どもから高齢者まで全ての住民の参加による地域コミュニティづくりを推進します。

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

非行をはじめとした問題行動を未然に防止し、子どもたちの健全な成長を育む生活環境を確保するため、PTAを中心として、警察や関係団体、地域住民と連携し、協力しあいながら巡回活動や青少年愛護センター活動を推進し、子どもを取り巻く有害環境の浄化に努めます。

子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用に対する普及啓発活動とともに、保護者や地域住民がインターネットに関する知識を深める機会を提供します。

	施策・事業名	現状（2018年度）	目標（2020～2024年度）	関係機関等
継続	国際交流招聘・派遣事業	中・高校生の招聘及び派遣 アメリカ、オーストラリア (隔年)	継続実施	生涯学習課 各中学校 丹生高校
継続	国際交流のつどい 異文化理解講座	年4回開催	年4回開催	生涯学習課
継続	赤ちゃん抱っこ体験教室等 の乳幼児とのふれあいの場 づくり	全中学校	全中学校	学校教育課 各小中学校
継続	家庭教育に関するセミナー の開催	年4回開催 338人参加	年4回開催 300人参加	生涯学習課

5. 子育てを支援する生活環境の整備

【現況と課題】

公共施設については、耐震化にあわせてバリアフリー化に順次取り組んでいます。さらに、子育て家庭がいつでも気軽に外出できるよう授乳設備やおむつ交換設備、プレイルームなどをコミュニティセンターに整備しています。

通学路の安全確保に向けた取組を連携して行うため設置された越前町通学路安全推進会議を毎年開催し、危険性のある通学路に関する情報を共有しています。同時に、地区の危険箇所を把握する合同点検を実施し、改善のための具体的な方策についても協議し、順次対策を行っています。

今後も、子どもや子ども連れ、妊産婦等全ての人が安心して外出できるようにするため、道路環境、公園、公共施設等においてバリアフリーのまちづくりを進めていくことが必要です。

【具体的な施策・事業】

(1) 良好な居住環境の確保

今後、公営住宅等を新築・改築する場合においては、室内空気環境の安全性を高める視点から、シックハウス対策を推進し、子育て家庭をはじめとした全ての住民にとって良好な居住環境を提供します。

(2) 安全な道路交通環境の整備

事故の危険性の高い通学路については「越前町通学路交通安全プログラム」に基づき関係機関が連携して、子どもの目線から危険箇所を見つめ直した安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

(3) 安心して外出することができる環境の整備

子育て家庭が、いつでも気軽に安心して利用できる遊び場の整備を検討します。

道路や公共施設におけるバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー施設やプレイルームなどの整備状況等に関する情報提供を推進します。

	施策・事業名	現状（2018年度）	目標（2020～2024年度）	関係機関等
新規	未就学児が日常的に集団で行動する経路の交通安全の確保	—	全保育所等で実施	福祉課 各保育所等
継続	危険箇所地図の作成	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	教育委員会 各小学校

6. 職業生活と家庭生活との両立の推進等

【現況と課題】

国においては、仕事と生活の調和の実現に向けて関係者が果たすべき役割を示した「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」、企業や働く者、国民の取組、国や地方公共団体の施策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、育児・介護休業法の周知徹底や男性の育児休業の取得促進など、仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいます。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、「働き方改革実現会議」で「長時間労働の是正」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」など9つの分野について議論を行い、2017年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられています。

本町においては、「男女共同参画のつどい」の開催や次代を担う小・中学生を対象にした男女共同参画気づき事業の実施により、住民一人一人が従来の習慣や固定観念に縛られることなく、お互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる、明るく住みよいまちづくりに向けて、広く啓発・推進を図っています。

子育て家庭が働きやすい環境づくりのためには、地域住民や事業者がもつ根強い仕事優先の考え方や男女の性別による役割分担の意識等を変えていく必要があります。

未婚者には「若者出会い応援交流事業」において出会いの場を提供しており、町社会福祉協議会では「結婚相談所」を開設しています。町としてはイベントへの単発的な支援にとどまっていることから、地域全体で結婚を応援する仕組みづくりが必要です。

【具体的な施策・事業】

（1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のためには、固定的な役割分担意識や職場優先の意識是正が必要であることから、国、県、関係団体等との連携を図りながら労働者、事業者、町民等の意識改革のための広報・啓発活動を積極的に推進します。

子育て家庭が働きやすい職場環境づくりのために、育児休業制度や次世代育成支援対策推進法等の関係法制度について事業者や労働者が理解を深めることができるよう啓発活動を進めます。

特に、福井県が取り組んでいる働き方改革に取り組む企業を支援する「社員ファースト企業」や女性の採用・育成・登用を積極的に推進する企業を認証する「ふくい女性活躍推進企業」等の制度紹介や啓発活動を行います。

（2）仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや放課後児童クラブの充実等により、多様な働き方への対応とともに、通勤時間に配慮した子育て支援を展開します。

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、「赤ちゃん訪問」などあらゆる機会をとらえて情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に整備します。

(3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

仕事をはじめとした日常生活の忙しさに追われ、出会いの場が少ない未婚の男女を対象とした交流の機会を提供します。また、関係機関や結婚相談員との連携を図りながら結婚に向けた情報提供や相談活動を充実し、結婚したいと考える人たちを支援します。

出生率の低下は、子育てと仕事の両立の困難さや子育ての負担感だけでなく、経済的要因によるところが大きいいため、子どもと家庭の状況に応じた児童手当や子ども医療費助成、町独自の支援として第3子以降の出生児の出産育児祝金の支給により子育て家庭を支援します。

また、不妊治療に要する費用の一部を助成します。その経済的負担の軽減を図ることで、不妊治療を受ける機会を増やします。

	施策・事業名	現状（2018年度）	目標（2020～2024年度）	関係機関等
継続	えちぜん男女共同参画のつどいの開催	年1回	年1回	男女共同参画・人権室
継続	企業への啓発活動	育児休業等に関するハンドブック等の掲示	広報誌、町ホームページへの掲載	商工観光課 就労支援室
継続	若者出会い応援交流事業	団体へ補助1件	年1回以上	福祉課
継続	縁結び講演会	年1回以上	年1回以上	福祉課

【評価指標】

評価指標	実績値（2018年度）	目標値（2023年度）	関係機関等
育児休業制度を利用した割合	母親 59.4% 父親 3.6%	母親 80.0% 父親 5.0%	就学前児童保護者用 ニーズ調査

7. 子どもの安全の確保

【現況と課題】

交通ルールや交通マナーを身につけるために、全保育所で年2回、小中学校では年1回、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しており、乳幼児・小学生・中学生等の各年齢段階に応じた適切な交通安全教育を実施しています。交通弱者である子どもたちを交通事故から守るためには、保育所や学校をはじめとして、警察、児童館、関係団体等と連携しあいながら、総合的な交通事故防止対策を推進していくことが重要です。

本町では、各学校のPTAが中心となって地域の高齢者、主婦等を組織し通学路の見守り活動を実施しています。また、「子ども110番の家」を277軒（2018年度）設置していますが、地域住民の高齢化や商店の閉店により設置数が減少し、更新作業も進んでいない状況です。ニーズ調査の自由意見からは、子どもが安全に安心して自由に行動できる地域づくりが求められており、そのためには地域ぐるみでの見守り活動や行政・地域・学校が連携した取組が望まれています。

【具体的な施策・事業】

（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、警察や関係団体と連携を図りながら、特色ある参加・体験型の交通安全教室を毎年1回以上開催するとともに、日常的に交通安全のための意識をもつよう、啓発活動に努めます。

特に、チャイルドシートについては、正しい使い方と使用の徹底を図るため、普及啓発活動に取り組み、自動車の乗車中の乳幼児の交通事故ゼロを目指します。チャイルドシートの購入費補助については、中古品も補助対象とし、乳幼児の大切な生命を守るチャイルドシートの利用しやすい環境づくりに努めます。

（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが地域で安心して生活することができるように、通学路だけでなく公園等の遊び場など子どもが行動する場所においても地域住民による見守り活動を推進します。

子どもたちが犯罪等の被害にあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」の見直し・更新作業を実施し、設置個所を子どもたちが容易に把握できる対応策について検討します。

	施策・事業名	現状（2018年度）	目標（2020～2024年度）	関係機関等
継続	チャイルドシート購入補助事業	79件	継続実施	福祉課
継続	子ども110番の家の設置活動	延べ277軒 (海の子声掛け110番を含む)	延べ300軒	防災安全課 教育委員会

【評価指標】

評価指標	実績値（2018年度）	目標値（2023年度）	関係機関等
子どもの事故 傷者数	1人	減少	資料：丹南青少年愛護センター 鯖丹支所

8. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【現況と課題】

本町では、2014年から2018年までに合計57件の身体的虐待とネグレクト、心理的虐待に関する相談があります。虐待の「発生予防」としては、全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、相談助言等の援助を行う「赤ちゃん訪問」等を実施しています。さらに、多くの親子が集まる集団幼児健診には、親子の状況を虐待予防の視点をもって観察することで発生予防に取り組んでいます。「早期発見・早期対応」については、「越前町要保護児童対策地域協議会」において関係機関等の担当者により組織された個別ケース検討会で対応しています。虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている児童については、在籍する学校等から出欠状況等の情報を定期的に入手し、必要に応じてケース検討会議や家庭訪問を行い、組織的に対応しています。

全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けることのできる体制づくりが必要になっています。

● 表 11 児童虐待相談件数の推移（単位：件数） ●

内 容	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合 計
身体的虐待	1	2	5	5	5	18
ネグレクト	2	1	5	8	1	17
性的虐待	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	5	6	1	7	3	22
合 計	8	9	11	20	9	57

● 表 12 児童虐待の主分類及び被虐待者の年齢別件数（2018年度単位：件数） ●

内 容	0～3歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	その他	合 計
身体的虐待	1	2	2	0	0	0	5
ネグレクト	1	0	0	0	0	0	1
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	1	1	1	0	0	3
合 計	2	3	3	1	0	0	9

● 表 13 児童虐待の主分類及び加害者別の件数（単位：件数） ●

年 度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合 計
2014年	3	0	5	0	0	8
2015年	5	0	2	0	2	9
2016年	5	0	5	0	1	11
2017年	8	1	11	0	0	20
2018年	5	0	4	0	0	9
合 計	26	1	27	0	3	57

（資料：厚生労働省 福祉行政報告より）

※継続で見守り等が続く場合は次年度も新規件数として計上している。

ひとり親家庭には、毎年8月の児童扶養手当現況届提出時に就労状況や困りごと等について聞き取りを実施し、支援の必要な家庭には福井県の母子・父子自立支援員を紹介するなど対応しています。現在、本町では独自の支援として、母子家庭等医療費の支給に関して所得要件の緩和を実施しています。

社会情勢の変化に伴って、今後ともひとり親家庭等の増加が予測されるため、安心して働き、自立して安定した生活を送ることができるよう支援することが必要です。

特別に支援を必要とする子どもに対しては、全保育所・認定こども園において障がい児保育や、集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を実施しています。重症心身障害児の放課後等デイサービス事業が整備され、支援が必要な子であっても放課後を学校以外の場所で過ごすことができ、また保護者も安心して働くことができる体制となっています。発達障がいの子どものについては、2019年度に就学に向けて日常生活の基本習慣を身につけ、集団生活に適応できるよう支援する児童発達支援センターを設置し、身近で専門的な支援を受けることができる体制が整いました。

2018年の出入国管理法の改正により新たな在留資格が設けられ、外国人材の更なる受け入れが推進される中、本町においても外国人人口が増加することが見込まれるため、福祉、保健、医療、教育など様々な分野での対応を進める必要があります。

近年、子どもの貧困率の問題も指摘されており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要となっています。

全ての子どもと家庭が地域でいきいきと生活できる、施策の一層の充実が必要です。

● 表14 障がい児保育等の利用者数（単位：人） ●

年 度	障がい児保育	ふれあい保育	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所訪問 支援	合 計
2014年	2	16	3	12	0	33
2015年	3	18	2	31	1	55
2016年	2	21	3	31	1	58
2017年	4	15	4	33	1	57
2018年	5	15	2	42	0	64
合 計	16	85	14	149	3	267

（資料：庁内資料、各年10月1日時点）

※障がい児保育：保育を要する重度の障がいのある子に対し、集団保育の中で必要な個別のケアを行う保育。

ふれあい保育：保育を要する中軽度の障がいのある子に対し、集団保育の中で健全な社会性の成長発達を支援し、適切な支援を行う保育。

児童発達支援：小学校に入る前の障がいのある子を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能を身につけたり、集団生活への適切な支援を行うこと。

放課後等デイサービス：障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。

保育所訪問支援：保育所を既に利用している、または今後利用する予定の子が、保育所等における集団生活でよりよく過ごすことができるよう、専門職員が保育所等に訪問して行う支援。

【具体的な施策・事業】

(1) 児童虐待防止対策の充実・強化

子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談支援体制・専門性を強化します。子育て世代包括支援センターと情報共有・連携体制を整え、効果的な取組が実施できる仕組みづくりを進めます。

「要保護児童対策地域協議会」を中心として、虐待だけにとどまらない幅広い児童問題に適切かつ迅速に対応し、専門的な支援も実施できるよう、福井県総合福祉相談所や丹南健康福祉センター、障害者基幹相談支援センター等との連携強化と相談員の質の向上に努めます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対しては、児童扶養手当の支給や医療費の支給を行うとともに、病児、病後児保育利用料の軽減、その他経済上の問題や就業等に対する支援・相談に取り組みます。

(3) 特別に支援を必要とする子どもに対する施策の充実

身近な地域において安心して生活することができるよう、関係機関等との連携を図りながら放課後児童クラブの受け入れ体制を確立します。医療的ケア児については、個々のケースに応じて対応が異なるため関係機関が連携を図りながら、安定して受け入れができるよう、体制づくりに取り組みます。保健・医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅サービスの充実、教育支援体制の整備等の総合的な取組を推進します。

発達障がいに関する情報や児童発達支援センターについて周知するとともに、家族が適切な子育てを行えるよう支援します。

定住外国人の子どもが保育所や認定こども園、小中学校における生活に困難が生じることのないように、相談体制や子育て支援に関する多様な言語による情報提供、日本語の学習支援等を進めます。

貧困問題を抱えた家庭の子どもたちについては、小中学校や保育所、子育て世代包括支援センター等の子どもに関わる機関と、地域住民が連携して早期発見・早期対応を進めます。また、子どもたちが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、教育や生活の支援、親の就労支援等に取り組みます。

	施策・事業名	現状（2018年度）	目標（2020～2024年度）	関係機関等
新規	児童発達支援センターの設置	—	児童発達支援 放課後等デイサービス ショートステイ 保育所等訪問支援	福祉課
継続	要保護児童対策地域協議会の開催	年1回開催 代表者会議：年1回開催 実務者会議：年6回開催 個別ケース検討会：随時	継続実施	福祉課
継続	母子家庭等医療費の支給	471人 (町独自で所得要件を緩和)	継続実施	福祉課
新規	ひとり親家庭の病児、病後児保育利用料の軽減	—	継続実施	福祉課

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

(1) 市内の関係部局の連携及び協働

子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等に係る施策との緊密な連携、子どもの健全育成や健康の確保、家庭教育の充実等関連する担当課との連携を強化していきます。

(2) 市町相互間の連携及び協働並びに町と県との連携及び協働

町は、県と教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指揮監督にあたって、必要な情報を共有し、相互に密接に連携を図ります。

町は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町と連携を図り、迅速に同意が行われるように努めます。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との連携を図り、適切な対応を行います。

(3) 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

町と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めます。

(4) 国と町との連携及び協働

国及び町は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進します。

2. 計画の進行管理

各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、改善につなげることで、「PDCAサイクル」（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）の実効性を高めていきます。

「越前町子ども・子育て会議」では毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検、評価を行うとともに、施策や事業に関する問題提起や改善提案を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

評価結果については、広報誌や町ホームページを活用して広く公表し、地域住民の意見を把握するなど、次年度以降の取組方針に適切に反映していきます。

参 考 資 料

1. 策定経緯
2. 越前町子ども・子育て会議条例
3. 委員名簿

1. 策定経緯

日 時	協議の内容等
2018年 6月 26日	平成30年度第1回 越前町子ども・子育て会議 ①第二期越前町子ども・子育て支援事業計画の本年度の策定スケジュールについて
2018年 11月 14日	平成30年度第2回 越前町子ども・子育て会議 ①第二期越前町子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査の内容について ②第二期越前町子ども・子育て支援事業計画の本年度の策定スケジュールについて
2018年 12月 4日～ 12月 20日	第二期子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
2019年 3月 18日	平成30年度第3回 越前町子ども・子育て会議 ①保育所の利用定員について ②子ども・子育て支援事業計画に基づく平成30年度の実施状況について ③第二期越前町子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査の結果について ④第二期越前町子ども・子育て支援事業計画の策定に係る今後のスケジュールについて
2019年 8月 1日	令和元年度第1回 越前町子ども・子育て会議 ①第二期越前町子ども・子育て支援事業計画について ②『計画を策定するうえで「基本的な視点」を考える
2019年 11月 11日	令和元年度第2回 越前町子ども・子育て会議 ①第二期越前町子ども・子育て支援事業計画案について
2020年 1月 10日～ 1月 24日	パブリックコメントの実施
2020年 2月 17日	令和元年度第3回 越前町子ども・子育て会議 ①第二期越前町子ども・子育て支援事業計画案について ②第二期越前町子ども・子育て支援事業計画概要版について ③今後のスケジュールについて
2020年 3月 24日	答申

2. 越前町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、越前町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 町長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3. 委員名簿

分 類	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者	青 井 夕 貴	仁愛大学准教授	会長
〃	爲 國 信 一	民生委員児童委員協議会長	
〃	渡 辺 勇	丹生郡校長会代表	
事業従事者	井 上 佳津代	小曾原保育所長	
〃	高 田 真 量	四ヶ浦保育園長	
〃	菅 原 量	はぎのこども園長	
〃	田 邊 香 織	宮崎子育て支援センター所長	
町長が必要と認める者	内 藤 俊 穂	越前町保育部会	副会長
〃	松 村 和 能	朝日西保育所保護者代表	
〃	小 辻 美 帆	宮崎児童クラブ保護者代表	

第二期越前町子ども・子育て支援事業計画

発行 : 2020年3月

発行者 : 福井県越前町

編集 : 越前町福祉課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL : (0778) 34-8725

FAX : (0778) 34-1235

編集協力 : 株式会社サンワコン 地域計画部

〒918-8525 福井県福井市花堂北 1 丁目 7 番 25 号

TEL : (0776) 32-6170 (直通)

FAX : (0776) 36-3300

※表紙等に掲載している図画は、町内小学校児童の皆さん、児童館や保育所の皆さんの作品です。